○蒲田螺子製作所（　　）
所在地、府下蒲田町字蒲田
労働者　一四名
参加者　八名
争因及解決
本争議ハ財界不況ノ影響ヲ受ケ一万千円ノ負債ヲ生シ従
業者ハ給料職工中ニハ不良トナリ他職工ヲ
煽動シ居タル傾向アリ作業上不便ヲ来シタルカ為メ近ク予
算ニ対スル工賃ノ値上ノ要求ヲ為シ当人不良職工八名ニ対シ
三月廿八日休業ヲ申渡シ残職工ヲ以テ作業シ居リタルカ
解雇ニ依リ作業不可能トナリ工場閉鎖ノ止ムナク職工
ニ対シ未払賃金一千四円四月四日支払ノ事トセシメ円満
月十日解決ヲ見タリ

○丸三硝子合名会社（　　）
所在地、府下吾嬬町小村井八五三
労働者　二八名（内女工八名）
参加者　七名　外労働組合応援
争因及経過
事業不振ノ為メ十二月廿一日ヨリ職工ノ賃金平均一割ノ値下
ヲ為シタルニ従業員ハ之ヲ承認シ居リシカ従業員ハ常備給ニテ作業
セシメタルニ能率増進ノ為メニトテ能率給ノ意見個数ヲ実施
セントシタルニ因リ四月三日ヨリ争議トナル
解決条件
一、賃金ノ値下率ハ最低賃金ヲ一日五十銭トナスコト
一、臨時休業ノ日給支給及手当ノ制定

財團法人協調會